

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和8年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務内容

別紙「業務概説明書（仕様書）」のとおり

本業務委託に係る予算額（委託料上限額）は、3,610,000円（税込）です。

なお、横浜市の予算が議会の議決を経て確定した後に本事業の実施が確定されるため、現時点においては、事業の実施を保証するものではありません。

3 提案資格

本業務委託に係る提案資格を有する者は、次の各号に定める事項を全て満たす者とします。

なお、共同事業体の場合は、構成する全ての事業者が当該条件を満たしていることを要します。

- (1) 法人格を有する団体であって、締結する契約及び関係法令等を遵守し、業務委託を的確に遂行するに足る能力を有する者。
- (2) 「令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）」において、「320：各種調査企画」又は「350：その他の委託等」の種目で登載されていること。ただし、参加意向申出書提出時点で、当該種目に申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 企業版ふるさと納税マッチング支援について、過去5年間（令和3年度～令和7年度）の間に、国、地方自治体又はそれに準ずる団体のいずれかより、類似の業務を受託した実績がある者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者又は破産手続の開始決定がされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。
- (8) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）」の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (9) 本人、団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 直近1年間に法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること。

4 参加表明手続

本業務委託の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出しなければなりません。

- (1) 提出期限 | 令和8年1月13日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 | 横浜市政策経営局共創推進課 担当 水谷、住谷
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所9階
電話番号：045-671-4391 メールアドレス：ss-kyoso@city.yokohama.lg.jp
- (3) 提出方法 | 電子メール（送信後、必ず電話により提出資料の着信確認を行ってください）
- (4) 提出書類 | ア 参加意向申出書（様式1）
イ 納税証明書（消費税・地方消費税及び市税・都道府県税の滞納の有無が分かるもの。発行後3か月以内のもの）の写し

5 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者について、本業務委託に係る提案資格を満たす者であるかを確認し、「提案資格確認結果通知書」を通知します。

提案資格を満たす者には、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」を送付します。

- (1) 通知日 | 令和8年1月15日（木）（予定）
- (2) 通知方法 | 電子メール
- (3) その他 | 提案資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めるすることができます。なお、当該書面は、横浜市が提案資格確認結果通知書を発送した日の翌日を起算日として、横浜市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに、参加意向申出書提出先へ提出しなければなりません。横浜市は、当該書面を受領した日の翌日を起算日として、横浜市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し回答します。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式2）の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 | 令和8年1月22日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 | 4(2)と同じ
- (3) 提出方法 | 電子メール（送信後、必ず電話により提出資料の着信確認を行ってください）
- (4) 回答日 | 令和8年1月27日（火）予定
- (5) 回答方法 | 電子メール

7 提案書の提出

提案書は、「【別紙】提案書の作成について」に基づき、所定の様式等で作成するものとします。

- (1) 提出期限 | 令和8年2月2日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 | 4(2)と同じ

- (3) 提出方法 | 電子メール（送信後、必ず電話により提出資料の着信確認を行ってください）
- (4) 提出部数 | 2部（正1部、複写（提案者名等を伏せたもの）1部）
 （複写版は評価委員に配布するため、提案者名が特定される箇所を伏せたうえで
 PDF化するなど、提案者名が判別できないように作成してください）
- (5) その他
- ア 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
 - イ 所定の様式等以外の書類については受理しません。
 - ウ 提案書の提出後、横浜市の判断により、補足資料の提出を求めることがあります。
 - エ 提出された書類は、返却しません。
 - オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
 - カ 提出期限後の提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き、原則として認められません。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により、提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 | 令和8年2月9日（月）（予定）
- (2) 実施場所 | 横浜市庁舎会議室（横浜市中区本町6-50-10）
- (3) 出席者 | 総括責任者を含む3名以下としてください。
- (4) その他
 - ア 時間等の詳細については、別途お知らせします。
 - イ プレゼンテーションソフトの使用は禁止とします。
 - ウ プレゼンテーション及び質疑応答の時間は、それぞれ15分間以内とします（変更となる場合があります）。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの評価及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	政策経営局第3入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和8年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	政策経営局総務課長 政策経営局経営戦略課担当係長 政策経営局データ経営課担当係長 政策経営局統計情報課担当係長 政策経営局制度企画課担当係長 政策経営局男女共同参画課担当係長 政策経営局広報・プロモーション戦略課担当係長 政策経営局報道課担当係長 政策経営局共創推進課担当係長	政策経営局制度企画課担当係長 政策経営局共創推進課担当係長 政策経営局財源確保推進課担当係長 デジタル統括本部デジタル・デザイン室担当係長 経済局イノベーション推進課担当係長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者にして、その旨及びその理由を通知します。

(1) 通 知 日 | 令和8年3月5日（木）予定

(2) 通知方法 | 電子メール

(3) そ の 他 | 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができます。なお、当該書面は、横浜市が結果通知書を発送した日の翌日を起算日として、横浜市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに、提案書提出先へ提出しなければなりません。横浜市は、当該書面を受領した日の翌日を起算日として、横浜市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。
- (4) プロポーザルの作成のために横浜市において作成された資料は、横浜市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、横浜市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることができます。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に提案者が横浜市の指名停止措置を受けた場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手續を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 | 日本語
 - イ 通貨 | 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否 | 要する (原則として本市所定の書式、約款等を適用する)。